

『H28年度税制改正大綱（3）役員給与の取扱いを柔軟に』

本改正では、27年度に着手した成長志向の法人税改革をさらに推進するため、以下の措置が講じられる見込みとなった。

【建物付属設備・構築物の償却方法】本年4月1日以降に取得するものについて定率法から定額法に改める。鉱業用のこれら資産に関しては、定額法又は生産高比例法とする【役員給与に係る税制】経営陣に対し、業績向上へのインセンティブを付与し「攻めの経営」を促すため、1)一定の譲渡制限付株式による給与について事前確定の届出を不要とする 2)利益連動給与の算定指標にROE(自己資本利益率)ほか利益に関連する指標を含めることを明確化する

【少額減価償却資産に関する特例】中小企業者等の少額特例について、常時使用する従業員数が千人を超える法人を対象から外したうえ、適用期限を2年延長する【交際費等に関する措置】交際費等の損金不算入制度、並びに接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限をそれぞれ2年延長する【雇用促進税制】適用の基礎を、地域雇用開発促進法の同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の増加数に限定したうえ、適用期限を2年延長する(地方活力向上地域特定業務施設整備計画に係る措置を除く)

『まち一体となった取組が必要 空き地・空き店舗の利活用促進』

日本商工会議所は「空き地・空き店舗の利活用促進に関する研究会報告書～地方創生の基盤となる『まち』の活性化に向けて～」と題する報告書を公表。空き地・空き店舗の利活用を促進するには、地域のステークホルダー(商工会議所、事業者、市民、行政等)が空き地・空き店舗の利活用を含むまちづくり・中心市街地活性化のコンセプトを策定し、行政・商工会議所・事業者等が一体となってその実現に向けた取り組みを実行する体制(まちづくり会社等)を整備することが必要だと提言した。また、空き地・空き店舗の利活用促進に向け、「コスト要因(固定資産税、賃料、解体・改修費用等の負担)」「地権者要因(所有者情報の明確化、不明・不在所有者への対応)」「その他の要因(中心市街地のニーズ低下等)」のボトルネックを解消するための仕組みも必要だと指摘。まちづくり会社が空き店舗対策をトータルで実施している福岡県飯塚市など利活用に成功した全国の5事例を紹介。ボトルネック解消のために必要な対応として、▽老朽店舗の解体・更地化に係る助成制度の創設▽空き地・空き店舗を利活用した所有者への税制優遇措置の創設▽地籍整備の促進による土地基盤情報の明確化▽登記制度の活用促進による土地・建物の所有者情報の明確化一の4つを訴えた。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com